
プロジェクト **ASAF 対応**

項目 **資本の特徴を有する金融商品**

I. 本資料の目的

1. 2015 年 3 月開催の会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) では、資本の特徴を有する金融商品のプロジェクトをアジェンダの 1 つとして取り上げる予定である。本資料では、当該アジェンダに関するアジェンダ・ペーパーの概要を紹介するとともに、ASAF 会議での発言案についてまとめている。

II. ASAF 会議で取り上げる事項

2. ASAF 会議では、次の点を取り上げることとしている。
 - (1) リサーチ・プロジェクトの範囲に関する IASB の暫定決定、及び、そのリサーチ・プロジェクトと概念フレームワーク・プロジェクトとの相互の影響について、ASAF メンバーへフィードバックを提供 (AP7A)
 - (2) 欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) 公表のディスカッション・ペーパー「請求権の分類」(以下「EFRAG DP」という。)に対するフィードバックのリサーチ・プロジェクトへの影響に関する ASAF メンバーの見解を求める (AP7B)
3. 加えて、IASB のこれまでの暫定決定や分析に関する ASAF メンバーの助言を求める質問のペーパー (AP7C) が用意されている。

リサーチ・プロジェクトの範囲及び概念フレームワーク・プロジェクトとの相互の影響 (アジェンダ・ペーパー7A)

4. 2014 年 9 月の IASB 会議では、負債と資本の定義を変更しないことを決定し、負債と資本の区分方法について、資本の特徴を有する金融商品に関するリサーチ・プロジェクトで検討することを暫定決定している。その直後に行われた ASAF 会議で、当該リサーチ・プロジェクトの範囲について ASAF メンバーから、以下のような発言があった。
 - (1) 当該リサーチ・プロジェクトと概念フレームワーク・プロジェクトとの相互関係について明確化すべきである。

- (2) 新たな金融商品¹によって、IAS第 32 号「金融商品：表示」の要求事項の有効性が問われているところではあるが、IAS第 32 号は金融危機において、堅牢であることが証明されている。
 - (3) IAS 第 32 号の要求事項について根本的なレビューが必要である一方、IASB は全くの白紙から出発すべきではない。
 - (4) IASB は、実務で生じている問題に対応するために、IAS 第 32 号の要求事項について、よりよい基礎を提供することを目指すべきである。
5. 2014 年 10 月 IASB 会議では、ASAF 会議で示された助言を踏まえて、リサーチ・プロジェクトを大きく次の 2 つの作業内容に分けて（両者は重なる部分もある）改善の可能性を調査することを暫定決定している。
- (1) 分類 - IAS 第 32 号における負債と資本の分類の改善の可能性。この作業には、概念フレームワークにおける負債と資本の定義について修正をすべきか否かの検討も含まれる。
 - (2) 表示及び開示 - 資本の特徴を有する金融商品（分類が負債、資本いずれかに関係なく）について、表示及び開示の要求事項の改善の可能性。
6. また、リサーチ・プロジェクトと概念フレームワークとの相互関係については、次のような説明がされている。
- (1) 概念フレームワークの公開草案では、現行の資本の定義を維持しつつ、負債の定義のうち、負債と資本の区分に直接関係しない側面の明確化を提案する予定である。
 - (2) (1)の負債と資本の定義案は、当該リサーチ・プロジェクトの作業を制約しない。むしろ、リサーチ・プロジェクトでは、負債と資本の区分に対する様々なアプローチを検討する予定で、これには、概念フレームワークにおける負債又は資本の定義の変更を要する可能性のあるアプローチが含まれる。ただし、これによって、公開草案で提案されている明確化（(1)で提案される負債の定義における「現在の義務」、「過去の事象」の意味）を変更することになる可能性は低い。
7. リサーチ・プロジェクトは、全くの白紙から出発するのではなく、現行の IAS 第 32

¹ ASAF のアジェンダ・ペーパーには記載がないが、企業が存続の危機にある場合に一定の条件下で、返済義務を免除する商品 (bail-in instruments) が例示されている。

号の分類の要求事項から出発して、次の両方に向けた検討を行うとされている。

- (1) IAS 第 32 号の基礎となる考え方が問題を生じさせている一部の商品に対処しうよう、十分に堅牢であるようにすること。
- (2) 負債及び資本の区分の内訳として追加的な表示及び開示の要求事項を設けること。こうした措置によって、指摘されている問題の一部に対応可能となる可能性がある。

EFRAG DP に対するフィードバック (AP7B)

8. IASB では、負債と資本の区分に関する議論を概念フレームワーク・プロジェクトから切り離して、2015 年にディスカッション・ペーパーを公表する予定としている。今後の作業の進展次第では、事後的に概念フレームワークが改訂される可能性もある。EFRAG は、こうした IASB のプロジェクトの進展と欧州の関係者の関与を支援する目的でディスカッション・ペーパー「請求権の分類 (Classification of Claims)」(以下「EFRAG DP」という。)を公表した。
9. AP7B では、次の項目を中心的な領域として、各項目の内容、受領したフィードバックのまとめとその影響を整理している。
 - (1) 何が「構成要素」を構成要素とするか・・・請求権の分類の意味、影響
 - (2) 分類の要求事項の目的
 - (3) 分類の要求事項の開発にあたり、行うべき選択
 - (4) 構成要素の数
 - (5) 積極的／消極的な構成要素の定義
 - (6) 資本の積極的な定義
 - (7) 負債の積極的な定義
 - (8) 希薄化
10. 加えて、受領したフィードバックを踏まえた改訂後の用語集を掲載している。

(フィードバックのまとめ)

11. 10 項の中心的な領域のうち、次の 3 つについてフィードバックのまとめを示す。

- (2) 分類の要求事項の目的
- (4) 構成要素の数
- (5) 積極的／消極的な構成要素の定義

(2)分類の要求事項の目的	
EFRAG DP での内容	受領したフィードバック
<p>どの分類の要求事項を選択するかは、次を描写する（又は、描写に貢献する）との目的を基礎としているように思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 企業の流動性 • 企業の支払能力 • 企業の財務業績 • 特定のクラスの商品の所有者へのリターン <p>これらの目的の間でいずれが優先されるかは識別されていない。</p> <p>流動性と支払能力は理論的には別々のものである。しかし、現実には、企業の流動性に影響を与える請求権は、支払能力にも影響を与える可能性がある。ある目的を達成するように選択された分類は、他の目的と矛盾する可能性がある。</p> <p>分類の要求事項は財務業績の描写に貢献する。収益／費用（income/expense）の定義は、請求権を含む、貸借対照表項目の変動に基づくからである。</p>	<p>EFRAG DP のこのセクションについて、関係者から重要なコメントを受領した。特に、次の点がコメントされた。</p> <ul style="list-style-type: none"> • この状況における「描写（depict）」の意味が明確でない。 • 資産も、流動性と支払能力に関係する。 • 識別された目的の間での優先順位が識別されるべきであり、報告される財務業績の描写への貢献は大変重要である。
	<p>影響</p> <ul style="list-style-type: none"> • 「描写（depict）」の意味を明確にすべきである。また、認識し、直接測定する請求権としてどれを選択するかを明確にすべきである。 • 目的の間の優先順位を明確にすることは、矛盾を解決するのに役立つ可能性がある。

(4) 構成要素をいくつとすべきか	
EFRAG DP での内容	受領したフィードバック
<p>構成要素の追加(3 構成要素の分類モデル)は、現行 IFRS の問題解決と、複数の目的の間の矛盾の解決に役立つ可能性がある。構成要素の追加は、次の 3 つの可能性が識別されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 参加義務。移転に必要な経済的資源(現金)の金額が、企業固有の変数、例えば、利益又は株式の「公正価値」などの企業固有の変数に依存する。 • 資本に関する請求権を移転する義務又は受領する権利 • 契約上、救済型の商品であり、特定の状況で経済的資源を移転する義務が減額される。 	<p>コメントレーターとアウトリーチ会議の両方で受領したフィードバックは概ね次のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 追加の構成要素は過度な複雑性をもたらす。 • 現行の 2 区分モデルを改善していく方がよい。 • 資本に関する請求権を受領する権利の位置付けを明確にすることが重要である。すなわち、それらは資産か否かということである。
	<p>影響</p> <ul style="list-style-type: none"> • 2 区分モデルにおける目的の間のトレードオフと矛盾は、追加的な構成要素によってもたらされる複雑性の増加と比較して、受け入れ可能な代償とみなせる。 • 資本に関する請求権を移転する義務／受領する権利に関して独立の構成要素を設けない場合には、それらが資産か否かを決定する必要がある。

(5) 構成要素の積極的又は消極的な定義	
EFRAG DP での内容	受領したフィードバック
<p>構成要素は積極的に（それが何であるか）又は消極的に（それが何ではないか）定義することが可能である。EFRAG DP は、積極的に定義する項目が複数ある場合に、定義の重複や隙間を生じる可能性がある」と指摘している。</p> <p>請求権の全体</p> <p>負債の積極的な定義を満たす請求権</p> <p>資本の積極的な定義を満たす請求権</p> <p>両方の定義を満たす請求権</p> <p>いずれの定義も満たさない請求権</p>	<p>この領域に関するフィードバックは、主にコメントレターで寄せられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> EFRAG DP が識別した複数の積極的な定義がもたらす影響について支持があった。 望ましくない影響を回避するため、2区分モデルでは1つの構成要素のみ積極的に定義すべきである。 その構成要素は、現在と同様に、負債とすべきである。 <p>かなりの数の回答者が、現行の IFRS のモデルを維持すべきであるが、負債の積極的な定義を改善することを明示的に言及していた。</p>
	影響
<p>こうした望ましくない影響を回避するため、少なくとも1つの構成要素は消極的に定義されなければならない。</p>	<p>全ての構成要素を積極的に定義することは問題を生じるため、2区分モデルでは、ただ1つの構成要素を積極的に定義すべきである。</p>

ASAF メンバーへの質問 (AP7C)

12. 次の3つの観点で ASAF メンバーのコメントが求められている。

- (1) 分類の決定について行った選択は正しいか。
- (2) 分類の影響を正しく識別しているか。
- (3) それらの影響に対応するため、手段を正しく識別しているか。

13. また、AP7C 付録 A には、分類決定に関するケース・スタディが含まれている (Appendix 参照)。

分類決定に関する選択

14. これまで IASB は、次の暫定決定を行ってきたとしている。

- (1) 負債と資本の 2 区分を維持すること
- (2) 負債を積極的に定義すること
- (3) 財務諸表の作成を所有主の観点からではなく企業の観点から行うこと
- (4) 会計単位は個別の IFRS で取り扱うこと

15. 残りの選択には次があるとしている。

- (1) 負債と資本の両方を積極的に定義すべきか
- (2) どの特性がその定義の基礎となるべきか。例えば、目的（流動性、支払能力、リターン（概念フレームワーク 0B13 項））か、それ以外か。

分類の影響の識別

16. 分類による影響の可能性として次が掲げられている。

- (1) 表示上の集計（例えば、負債合計、資本合計）
- (2) 測定
直接的測定（償却原価、公正価値など）か、間接的測定（会計上の残余の配分を通じて行うなど）か
- (3) 直接的測定の変動は、収益/費用（income/expense）とすべきか、それ以外（資本内の変動など）とすべきか

分類の影響に対応するための手段の識別

17. 単一の原則により分類を行う場合、その原則に含まれない特性を描写することとの間でトレードオフが生じることとなる。これに対応するために、様々な方法を用いて分類の影響を描写することが考えられる。例えば、次に関する原則を組み合わせることが考えられる。

- (1) 負債と資本の区分
- (2) 資本内で直接的に測定する項目
- (3) 直接的に測定される負債又は資本の変動の報告

18. 付録 A では、分類の影響とそのトレードオフに関するケース・スタディを設けている。

III. ASAF 会議における質問

19. AP7A、AP7B には、ASAF メンバーへの質問事項は示されておらず、AP7C には以下の質問が示されている。

- (1) ASAF メンバーは、分類に関する追加の選択肢はあると考えるか。
- (2) ASAF メンバーは、IASB が分類の正しい影響を識別したと考えるか。
- (3) ASAF メンバーは、それらの影響の一部は、負債又は資本内の追加的な要求事項で対処可能であることに同意するか。

IV. ASAF 会議における発言案

20. ASAF 会議において、次の発言を予定している。

(リサーチ・プロジェクトの範囲及び概念フレームワーク・プロジェクトとの相互影響、EFRAG の DP に対するフィードバック)

- (1) 我々は、IASB が財政状態計算書の貸方の区分のあり方についてリサーチを行うことを支持する。
- (2) リサーチを進めるにあたって、我々は、財務諸表で達成すべき目的を念頭におくことが特に重要と考えており。現行の負債と資本の 2 区分が妥当か否かも含めて、現行の要求事項や今後、公表予定の概念フレームワークに関する公開草案における負債と資本の定義案に捉われず、検討を進めるべきと考えている。こうした観点から、我々は、EFRAG DP は負債と資本の区分に関する論点を網羅的に扱っていると考えており、当該取組みを高く評価している。
- (3) 特に、EFRAG DP では、負債と資本の区分の論点を考える際に、その区分が財務報告のどのような目的に役立つのかに関して、これを 4 つ（流動性、支払能力、財務業績の報告、特定のクラスの商品の所有者へのリターン）に整理している。負債と資本の区分は、財政状態計算書の区分であるため、企業の流動性や支払能力の表示に目が行きがちになるが、財務諸表の目的を達成する観点からは、最残余の持分請求者に帰属する利益として認識される範囲を明確にすることが重要と考えており、我々は、財務業績の表示の観点に着目して財政状態計算書の貸方の区分を考える必要があると考えている。
- (4) なお、検討を進めるにあたっては、現行の実務において問題となっている事象について正確な理解を得ることが重要であり、そのため、各国会計基準設定主体からの

協力を得つつ、問題となっている商品の特質について十分な調査を行うことを提案する。

(IASB スタッフから示された個別質問)

- (5) 我々は、財政状態計算書の貸方の分類は、流動性や支払能力の評価を目的とした表示のあり方に影響を与えるものであるとともに、財務業績や特定のクラスの商品の保有者へのリターンの表示にも影響があると考えている。IASB スタッフによって識別されている項目は、こうした目的の観点から識別されておらず、特に、最残余の持分請求者に帰属するリターンをどのようにより適切に表示することにつながるかについて明らかにされていない。
- (6) 当該目的を達成する観点から、我々は、資本の中に、小区分を設けることには反対でない。仮に当該区分が、最残余の持分請求者に帰属する持分というような形で積極的に定義される場合、我々は、財務業績の表示に有用となる可能性があると考えている。

以 上

Appendix AP7C 付録 A でのケース・スタディについて

A1. 付録 A では、まず、負債と資本の区分において、問題とならない次の 2 つのケースが示されている。

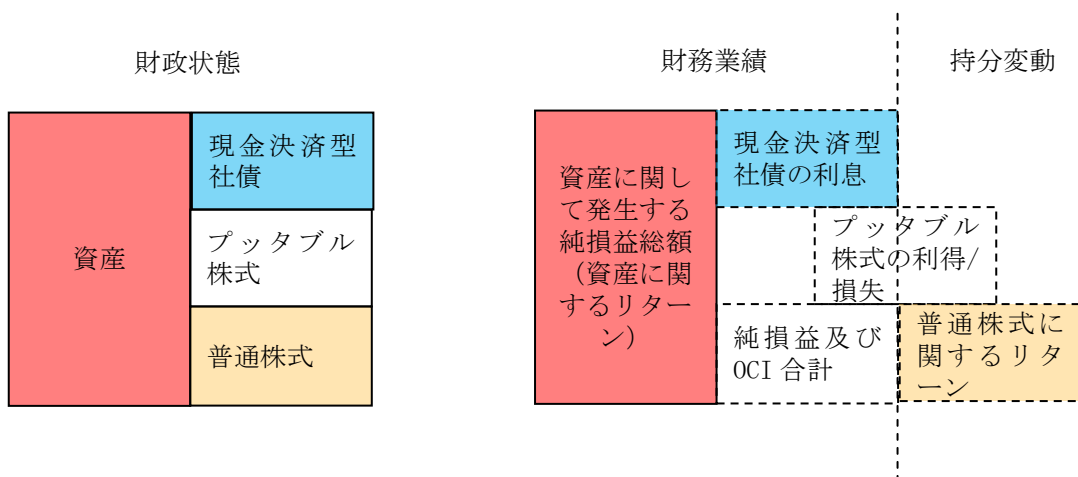
ケース 1：普通株式（資本）

ケース 2：現金決済型社債（負債）

A2. そのうえで、中間的な特性を有する次のケースについて、負債、資本となる場合の影響について分析している。

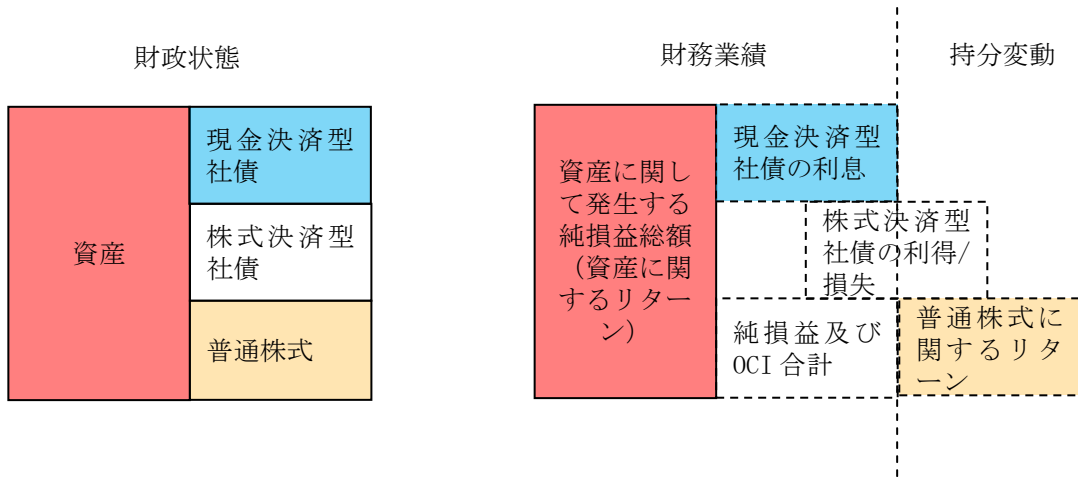
ケース 3：プッタブル株式

固定数の普通株式の価値と等しい現金額を、保有者の選択により引き渡す義務である。現金支払の要求がある点は、現金決済型社債（ケース 2）に類似する一方、価値変動（リターン）は普通株式（ケース 1）に類似する。現在、32 号及び概念フレームワークの両方で負債の定義を満たす（ただし、32 号では、最残余の請求権である場合の例外がある）。



ケース 4：株式決済型社債

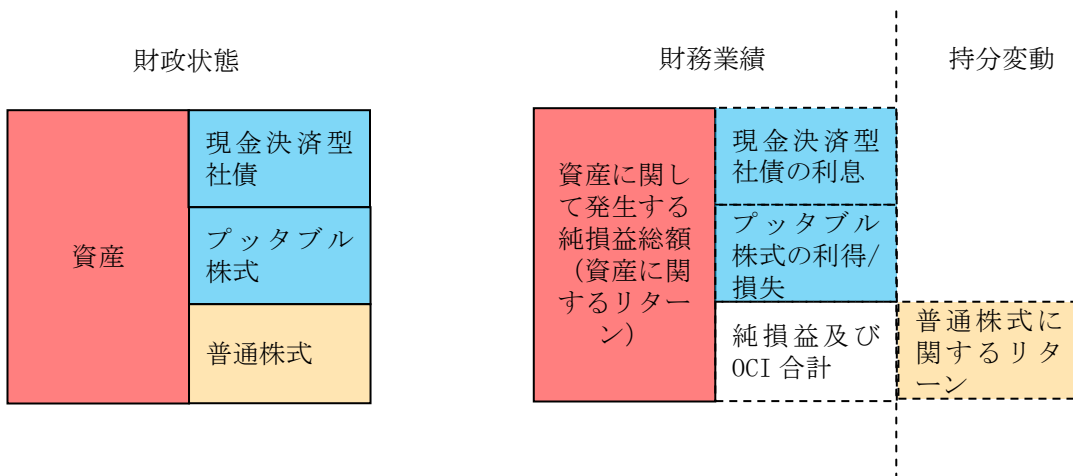
固定の貨幣金額（例えば、CU100）の価値に等しい変動数の普通株式を引き渡す義務である。価値の変動（リターン）は、現金決済型社債（ケース 2）と類似する一方、現金を支払う（又は何らかの経済的資源を移転する）要求事項がないことは普通株式（ケース 1）に類似する。現在、32 号では負債の定義に該当し、概念フレームワークでは該当しない。



（ケース 3 プッタブル株式）

プッタブル株式が負債の場合

- A3. プッタブル株式を、直接的に測定し、普通株式と区別して表示することで、現金決済型社債との類似性（現金支払の要求）に関する情報を提供することとなる。一方で、普通株式とのリターンの類似性の情報は、他の方法で提供される必要がある。（例えば、業績における区分表示など）



プッタブル株式が資本の場合

- A4. プッタブル株式を、間接的に測定し、現金決済型社債と区別して表示することで、普通株式のリターンとの類似性に関する情報を提供することとなる。一方、現金支払の要求に関する情報は、他の方法で提供される必要がある。(例えば、直接測定し、資本内での区分表示を行うか、その他目立つ開示を行うなど)

財政状態		財務業績		持分変動
資産	現金決済型社債	資産に関して発生する純損益総額(資産に関するリターン)	現金決済型社債の利息	プッタブル株式の利得/損失 普通株式に関するリターン
	プッタブル株式		純損益及びOCI合計	
	普通株式			

(ケース 4 株式決済型社債)

株式決済型社債が負債の場合

- A5. 株式決済型社債を、直接的に測定し、普通株式と区別して表示することで、現金決済型社債との類似性に関する情報を提供することとなる。一方、現金支払の要求がないことに関する情報は、他の方法で提供される必要がある(例えば、貸借対照表における区分表示など)

財政状態		財務業績		持分変動
資産	現金決済型社債	資産に関して発生する純損益総額(資産に関するリターン)	現金決済型社債の利息	普通株式に関するリターン
	株式決済型社債		株式決済型社債の利得/損失	
	普通株式		純損益及びOCI合計	

株式決済型社債が資本の場合

A6. 株式決済型社債を、間接的に測定し、現金決済型社債と区別して表示することで、普通株式のリターンとの類似性（現金支払がないこと）に関する情報を提供することとなる。一方、特定の金額で決定されたリターンに関する情報は、他の方法で提供される必要がある。（例えば、直接測定し、持分変動計算書の中で普通株式と区分して表示を行うなど）

